

## 八千代市有料広告取扱要綱

制定 平成17年 7月28日 告示第105号

改正 平成23年11月15日 告示第154号

改正 令和 3年10月 1日 告示第286号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するため、市が発行する印刷物、市のホームページその他市の資産で広告を掲載することが可能なもの（以下「広告媒体」という。）に有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の原則)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝又は職業的な求人に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

### (優先順位)

第3条 広告の掲載の優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体等又は電気、ガス、鉄道その他公共性の高い事業を行うものであって、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (募集)

第4条 市長は、広告媒体に掲載する広告を募集するときは、次に掲げる事項を定め、公表するものとする。

- (1) 広告媒体の名称

- (2) 募集期間
- (3) 掲載位置
- (4) 規格及び掲載料
- (5) その他必要な事項

(掲載の申込み)

第5条 広告媒体に広告を掲載しようとするものは、八千代市広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿及び広告の掲載の決定に当たり必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、審査の上広告の掲載の可否を決定する。この場合において、第3条において同順位となるものの申込みが同一の掲載位置に複数あるときは、審査の上抽選により広告の掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その旨を八千代市広告掲載決定通知書（第2号様式）又は八千代市広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、広告の掲載の申込みをしたものに通知する。

(広告主の責任等)

第7条 広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、掲載する広告の版下等（以下「版下等」という。）を広告主の負担で作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 広告主は、広告の内容に関する責任を有するものとする。

(掲載料の支払)

第8条 広告主は、市長の指定する日までに、掲載料を支払わなければならない。

(掲載料の還付)

第9条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(掲載の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が、市長の指定する日までに、掲載料を支払わないとき。
- (2) 広告の掲載の決定の後、広告媒体に掲載する広告が、第2条の規定に違反することとなったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第286号）

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条）

八千代市広告掲載申込書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所又は所在地

申込者 氏名（法人等にあつては  
名称及び代表者氏名）  
電話番号

広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

広告の掲載を希望する 広告媒体の名称		
掲載位置		
掲載料		円
広告主	事業所等の所在地	
	氏名（法人等にあつては 名称及び代表者氏名）	
	電話番号	
	業種等	
その他		

備考

- 1 掲載する広告の原稿及び広告の掲載の決定に当たり必要な書類を添えて提出してください。
- 2 「業種等」の欄には、広告主の業務内容がわかるよう、詳しく記入してください。

第2号様式（第6条第2項）

年 月 日

様

八千代市長

印

八千代市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました広告の掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

記

広告媒体の名称	
掲載位置	
掲載料	円
掲載料の 支払期限	年 月 日
掲載料の 支払方法	同封の納入通知書による。
版下等の 提出期限	年 月 日

第3号様式（第6条第2項）

年 月 日

様

八千代市長 ⑩

八千代市広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 広告媒体の名称
- 2 理由